中巨摩地区広域事務組合勤労青年センター
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

□屋外スポーツ施設（第二公園グランド、テニスコート、フットサルコート）

基本的事項
施設管理及び事業実施や施設利用において感染拡大防止上必要な事項

○３密の回避

①　「密閉」の回避（換気の徹底）

・場内のトイレ、体育倉庫等の施設は、可能な限り窓を開けた状態で利用し、30 分に 1 回 5 分間、2 方向以上を同時に開けて換気を行うこと。

②　「密集」の回避（施設内の混雑の緩和）

・各施設の利用は、以下のとおり人数制限を行うこととする。

施 設 名	区分	利用人数
第二公園グランド	半面につき	５０名
テニスコート	１面につき	１０名
フットサルコート	１面につき	１５名

※利用時間、人数については、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の体育施設の最大利用者数計算方法(競技面積等に対し１人当たり 16 ㎡)により算出した陸上競技場、野球場、補助競技場、球技場、テニスコートの最大利用者数を参考とした。

③　「密接」の回避（人と人との距離の確保）

・近距離での会話や発声を避け、大きな声で掛け声、応援等をしないこと。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも 2mの距離を空けることが適当である。

・利用者以外（保護者、観戦者など）の入場は控え、コート外で観戦すること。その場合も、近距離での会話、発声を避け大きな声で掛け声、応援等をしないこと。

○その他の感染防止対策

①来場の制限

【利用者の対応】

1）利用前後の駐車場での集団密集

2）代表者が利用者全員の連絡先名簿を作成し、受付で確認を受ける

・次に該当する者は来場しないこと

1）風邪の症状（発熱【平熱より１度以上が目安】、咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢などの症状がある場合

2）同居家族や身近な知人に感染を疑われる方がいる場合

3） 過去 14 日以内に感染が引き続き拡大している国、地域への渡航歴がある場合

②マスクの着用

・利用者へマスク着用の周知、徹底を図る。ただし、運動中マスクを外す場合は、最低 2 mの距離をとるように促す。

【利用者の対応】

・利用者はマスクを持参すること。入退場、着替え、休憩等の運動・スポーツを行っていない間、及び、見学者については、マスクを着用すること。（運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるものとする）

③石鹸による手洗い

・利用者へ施設の利用前後やトイレの利用後など、石鹸によるこまめな手洗いを周知する。

【利用者の対応】

・施設の利用前後やトイレの利用後などは、石鹸によるこまめな手洗いを行うこと。

④体調チェック

・利用調整会議や予約受付の時に、施設を使用する前に利用者同士で検温・体調確認等の励行を案内する。

【利用者の対応】

・利用者は、検温をしてから来場すること。又、風邪の症状（発熱【平熱より１度以上が目安】、咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢などの症状がある場合は来場しないこと。

・利用者は、活動開始前に利用者同士で体温や健康状態を確認すること。発熱等の風邪の症状や体調がすぐれない人がいたら帰宅させる等の処置をとること。

⑤トイレの衛生管理

・トイレの利用方法、利用後の手洗い等を表示する。

【利用者の対応】

・トイレの利用後は必ず汚物を流すこと。

・手洗いは石鹸を使って行い、持参したハンカチ・タオル、又は手拭き用ペーパーを使用すること。

⑥ゴミの廃棄

・飲みきれなかった飲料物（スポーツドリンク、お茶等）の廃棄方法や施設を利用した際に発生したゴミの持ち帰りを周知する。

【利用者の対応】

・飲みきれなかった飲料物（スポーツドリンク、お茶等）は洗面所へ廃棄すること。

・スポーツ施設を利用した際に発生したゴミ（手拭き用ペーパーも含む）は、持ち帰り処分すること。

⑦スポーツ用具の管理

・利用者には所有するスポーツ用具を持参してもらうことを依頼する。又、貸出したスポーツ用具が返還されたときは、丁寧に消毒等を行う。

【利用者の対応】

・利用者はなるべく所有するスポーツ用具を持参して運動・スポーツを行うこと。やむを得ず共用するスポーツ用具を利用するときは、手が触れる箇所を工夫して最低限にすること。

⑧チェックリスト

・ガイドラインを遵守しているかを確認するため、新型コロナウイルス対策に関する各項目について、チェックリスト等の作成を依頼する。

【利用者の対応】

・利用団体代表者は、施設の使用後チェックリストを作成記入して、提出すること。

⑨構成市町及び甲府市外者の利用制限

・構成市町及び甲府市外者のみで構成される団体の利用申請は受け付けない。

⑩その他

【利用者の対応】

・スポーツ施設を利用するときは、消毒液、を持参すること。なお、ハンカチ・タオルの共用はしないこと。

・運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

・飲食については、原則、水分補給以外は禁止する。

・運動・スポーツの種類に関わらず、各種目の上位団体が作成したガイドラインを参考に活動すること。

⑪感染者発症時の施設管理者への報告

【利用者の対応】

・利用終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。又、濃厚接触者となった場合についても報告すること。